

＜釧路湿原自然再生全体構想の概要＞

1. 自然再生の対象となる区域

釧路川水系の集水域を基本的な対象範囲（面積約25.1万ha）として考える。関係する市町村は、釧路市、釧路町、鶴居村、標茶町、弟子屈町、阿寒町の6つの市町村。

※平成 17 年 10 月 11 日阿寒町は釧路市と合併。

2. 自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

具体的には、急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とする。

＜流域全体としての目標＞

・湿原生態系の質的量的な回復

流域に残された良好な自然の保全をまず優先させながら、それに加えて周辺の劣化した生態系の復元、修復を進めることにより、健全な湿原生態系を回復する。

・湿原生態系を維持する循環の再生

湿原を支える豊富な湧水や地下水も含めた流域の健全な水循環と、その良好な水質を回復する。数千年かけてつくられてきた泥炭の上に成り立つ湿原が、自然のゆっくりとした時間の中でゆるやかに変化していくという、湿原本来の姿に近づけていく。

・湿原と持続的に関われる社会づくり

湿原に与える負荷を減らすような環境に配慮する産業や、環境にやさしいライフスタイルを確立・普及するなど、流域全体で湿原とともに生きる豊かな地域づくりを進める。

3. 釧路湿原自然再生協議会構成員

個人	58名
団体	35団体
オブザーバー	14団体
関係行政機関	11機関

計 118名

※平成 18 年 9 月現在



自然再生の対象となる地域